令和4年第3回江差町議会臨時会資料

… P 2 3

資料1:江差町税条例等の一部を改正する条例新旧対照表【承認第1号関係】 ... P 1

資料3:かもめ島キャンプ町民利用促進事業の概要【議案第1号関係】 … P 2 5

資料2:「江差割」宿泊キャンペーン事業の概要【議案第1号関係】

【第1条による改正】	故正前	(納税証明書の交付手数料)	第18条の4 法第20条の10の納税証明書の交付	手数料は、江差町手数料条例(平成16年江差町条例第	6 号)の規定による。	(所得割の課税標準)	第33条 (略)	2 · 3 (略)	4 前項の規定は、特定配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日	の属する年度分の特定配当等申告書(町民税の納税通知書が送達され	る時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において	同じ。)に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則	に定める事項の記載があるとき(特定配当等申告書にその記載がない	ことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。)	は、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。ただ	し、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出	された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を	勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると町長が認め	るときは、この限りでない。	(1) 第36条の2第1項の規定による申告書	(2) 第36条の3第1項に規定する確定申告書(同項の規定によ
江差町税条例(昭和25年条例第21号)新旧対照表 【第1	故正後	(納税証明書の交付手数料)	第18条の4 法第20条の10の納税証明書の交付 (法第382条の 4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付	を含む。)の手数料は、江差町手数料条例(平成16年江差町条例第	6 号)の規定による。	(所得割の課税標準)	第33条 (略)	2 · 3 (略)	4 前項の規定は、前年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定す	る確定申告書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行	規則に定める事項の記載があるときは、当該特定配当等に係る所得の	金額については、適用しない。									

江差町税条例(昭和25年条例第21号)新旧対照表 【第1	[第1条による改正]
改正後	改正前
5 (路)	り前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における 当該確定申告書に限る。) 5 (略)
6 前項の規定は、前年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事	6 前項の規定は、特定株式等譲渡所得金額に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特定株式等譲渡所得金額申告書(町民
項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定株式等難所引み額に係る所得の各額については、適用したい	税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいる。以下この項において同じ、)に特定株式等譲渡所得金額に係る
Ì	
	き(特定株式等譲渡所得金額申告書にその記載がないことについてや
	むを得ない理由があると町長が認めるときを含む。)は、当該特定株
	式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。ただし、
	第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出され
	た場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案
	して、この項の規定を適用しないことが適当であると町長が認めると
	きは、この限りでない。
	(1) 第36条の2第1項の規定による申告書
	(2) 第36条の3第1項に規定する確定申告書(同項の規定によ
	り前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における
	当該確定申告書に限る。)
(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)	(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)
第34条の9 所得割の納税義務者が、第33条第4項に規定する <u>確定</u>	第34条の9 所得割の納税義務者が、第33条第4項に規定する <u>特定</u>

[第1条による改正] 江差町税条例

新旧対照表 (昭和25年条例第21号)

改正後

改正前

所得の金額の計算の基礎 となった特定配当等の額について法第2章第1節第5款の規定により 配当割額を課された場合又は同条第6項に規定する確定申告書 に記載した特定配当等に係る

計算の基礎となつた特定株式等譲渡所得金額について同節第6款の規 当該配当割額又は 当該株式等譲渡所得割額に5分の3を乗じて得た金額を、第34条の に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の 3及び前3条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。 定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、

前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除す 年の末日の属する年度の翌年度分の個人の道民税若しくは町民税に充 ることができなかつた金額があるときは、当該控除することができな かつた金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定め るところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができな かつた金額を還付し、又は当該納税義務者の同項の確定申告書に係る 当し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する。

(室) က

(町民税の申告)

第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに 施行規則第5号の4様式 (別表) による申告書を町長に提出しなけれ ばならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定によ り給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者 第36条の2

配当等申告書に記載した特定配当等にかかる所得の金額の計算の基礎 得金額申告書に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の 計算の基礎となつた特定株式等譲渡所得金額について同節第6款の規 当該配当割額又は 当該株式等譲渡所得割額に5分の3を乗じて得た金額を、第34条の となった特定配当等の額について法第2章第1節第5款の規定により 配当割額を課された場合又は同条第6項に規定する特定株式等譲渡所 3及び前3条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。 定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、

前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除す 当該控除することができな かつた金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定め るところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができな かつた金額を還付し、又は当該納税義務者の同項の申告書に係る年度 若しくは町民税に充 ることができなかつた金額があるときは、 分の個人の道民税

(室)

当し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する。

(町民税の申告)

第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに 施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を町長に提出しなけれ ばならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定によ り給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者 第36条の2

江差町税条例(昭和25年条例第21号)新旧対照表 【第1条による改正】

改正後

改正前

から、1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている

から、1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている 者で、前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得 以外の所得を有しなかつたもの(公的年金等に係る所得以外の所得を 有しなかつた者で社会保険料控除額(今第48条の9の7に規定する ものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、 地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得割の約 税義務者(前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。) の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一に する配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。) で控除配偶者に該当しないものに係るものを除く。)若しくは法第3 14条の2第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて維 損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定す

、14条の2第4項に担合する大き控除額の控除又はこれらと併せて維 損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する維損失力 る維損失金額の控除、同条第9項に規定する維損失若しくは維損失の 金額の控除若しくは第34条の7第1項及び第2項の規定により控除 すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除」という。)の控 除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以 外の所得を有しなかつた者」という。)及び第24条第2項に規定す る者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(2)に掲げる者を除く。) については、この限りでない。 2 前項の規定により申告書を町長に提出すべき者のうち、前年の合計所得金額が基礎控除額、配偶者控除額及び扶養控除額の合計額以下である者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄に掲げる者を除く。)

定する者 (施行規則第2条の2第1項の表の上欄の⑵)に掲げる者を除 等以外の所得を有しなかつた者」という。)及び第24条第2項に規 者で、前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得 以外の所得を有しなかつたもの(公的年金等に係る所得以外の所得を に係るものを除く。)若しくは法 第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せ て雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規 定する純損失金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損 の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得 有しなかつた者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定する (所得税法第 失の金額の控除若しくは第34条の7第1項及び第2項の規定により 控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除」という。) ものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、 地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額 2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者 く。)については、この限りでない。

2 前項の規定により申告書を町長に提出すべき者のうち、前年の合計 所得金額が基礎控除額、配偶者控除額及び扶養控除額の合計額以下で ある者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄に掲げる者を除く。)

Ш
7
[]
No
4
【第1条による改正】
\ll
\vdash
無
1115/
田田
1∕≤
Щ
挫
(昭和25年条例第21号)新旧対照表
$\dot{\vdash}$
\sim
₹¤₽
<u>一</u>
1
K
件
Ŋ
\mathcal{O}
吊
\equiv
江差町税条例
N/
7.F
T利
山
#!
江

×1	改正前
が提出すべき申告書の様式は、施行規則第2条第3項ただし書の規定 が提 により、町長の定める様式による。	が提出すべき申告書の様式は、施行規則 <u>第2条第4項ただし書</u> の規定 により、町長の定める様式による。
3~9 (略)	7.9 (略)
第36条の3 (略) 第36	. 6条の3 (略)
2 前項本文の場合には、当該確定申告書に記載された事項(施行規則 2 前	前項本文の場合には、当該確定申告書に記載された事項(施行規則
第2条の3第1項に規定する事項を除く。)のうち、法第317条の 第2	第2条の3第1項に規定する事項を除く。)のうち、法第317条の
2第1項各号又は第3項に規定する事項に相当するもの及び次項の規 2第	2 第1項各号又は第3項に規定する事項に相当するもの及び次項の規
定により付記された事項は、前条第1項又は第3項から第5項までの 定に	定により <u>附記された事項</u> は、前条第1項又は第3項から第5項までの
規定による申告書に記載されたものとみなす。	規定による申告書に記載されたものとみなす。
3 第1項本文の場合には、確定申告書を提出する者は、当該確定申告 3 第	第1項本文の場合には、確定申告書を提出する者は、当該確定申告
書に施行規則第2条の3第2項各号に掲げる事項を付記しなければな 書に	書に施行規則第2条の3第2項各号に掲げる事項を <u>附記し</u> なければな
6400	らない。
(個人の町民税に係る給与所得者の <u>扶養親族等申告書</u>)	(個人の町民税に係る給与所得者の <u>扶養親族申告書</u>)
第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定 第36	第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定
する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与 する	する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与
所得者」という。)で町内に住所を有するものは、当該申告書の提出	所得者」という。)で町内に住所を有するものは、当該申告書の提出
の際に経由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条におい)の際	の際に経由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条におい
て「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の	て「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の
前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載 前日	前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載
した申告書を、当該給与支払者を経由して、町長に提出しなければな	した申告書を、当該給与支払者を経由して、町長に提出しなければな
6 thus 6 th	らない。

[第1条による改正]	改正前	(4) (略) (2) (略) (2) (略) (3) (略) (13) (略) (14) (15) (15) (15) (15) (16) (16) (16) (16) (16) (16) (16) (16
江差町稅条例(昭和25年条例第21号)新旧対照表 【第13	改正後	(1) (略)

冝
7
7C
1/0
【第1条による改正】
₩
$\overline{}$
紐
_
新旧対昭表
DI III
1
4×
Щ.
推
叫
<u>.</u>
\sim
₹¤Ľ
<u>一</u>
1
₩
併
Γ
$\mathcal{C}_{\mathcal{I}}$
묘
RL.
(昭和25年条例第21号)
美町税条例
5 B
₩
茶
上
米

江差町税条例(昭和25年条例第21号)新旧対照表 【第1┊	(第1条による改正】
改正後	改正前
所得を有しない者を除く。)を有する者(以下この条において「公的」へを加えませます。	を除く。)を有する者(以下この条において「公的年 / ***********************************
牛金等受給者」という。)で町内に任所を有するものは、当該中告書の提出の際に経由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公	金等受給者」という。)で町内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的
的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)	年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)
から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則	から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則
で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公	で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公
的年金等支払者を経由して、町長に提出しなければならない。	的年金等支払者を経由して、町長に提出しなければならない。
(1) (略)	(1) (略)
(2) 特定配偶者の氏名	(粉配)
(3) (略)	(2) (略)
(4) (略)	(3) (略)
2~5 (略)	2~5 (略)
(法人の町民税の申告納付)	(法人の町民税の申告納付)
第48条 (略)	第48条 (略)
$2 \sim 1$ 6 (略)	$2 \sim 1$ 6 (略)
(婦)	(8)
(四)	(84)
17 法第321条の8第62項に規定する特定法人である内国法人は 第1項の相定により 納締申告書により行うこととされている法	17 法 <u>第321条の8第60項</u> に規定する特定法人である内国法人 は 第1項の相定により 納締由告載により行うこととされている決
<u>項</u> 及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきもの	項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきもの

【第1条による改正】
Z -
5
N
4
7
$^{\!$
猺
_
#12
区 三
1
\ \ \
=======================================
新旧対昭表
1
叫
S
紐
例
**
\mathbb{H}
77
(昭和25年条例第21号)
<u></u>
E E
\blacksquare
<u> </u>
江芜町税条例
4.F
L系
由
#
苁

改正前
改正後

とされている事項(次項及び第19項において「申告書記載事項」という。)を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構(第19項において「機構」という。)を経由して行う方法により町長に提供することにより、行わなければならない。

$18 \sim 22$ (略)

23 第20項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法<u>第321条の8第71項</u>の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第20項前段の期間内に行う第17項の申告については、第20項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。

24 (略)

(固定資産課税台帳の閲覧の手数料)

第73条の2 法第382条の2に規定する固定資産課税台帳 (同条第 1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)の閲覧(法第 382条の4に規定する固定資産課税台帳に住所に代わる事項の記載 をしたものの閲覧を含む。)の手数料は、江差町手数料条例(平成1 6年江差町条例第6号。「以下手数料条例」という。) よる。ただし、法第416条第3項又は第419条第8項の規定により公示した期間において納税義務者の閲覧に供する場合にあつては、

菜

とされている事項(次項及び第19項において「申告書記載事項」という。)を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構(第19項において「機構」という。)を経由して行う方法により町長に提供することにより、行わなければならない。

8~22 (略)

23 第20項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法<u>第3314条の8第69項</u>の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第20項前段の期間の期間内に行う第17項の申告については、第20項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。

24 (略)

(固定資産課税台帳の閲覧の手数料)

第73条の2 法第382条の2に規定する固定資産課税台帳

の閲覧の手数

は、江差町手数料徴収条例 (平成12年江差町条例第16号。「以下手数料徴収条例」という。) による。ただし、法第416条第3項又は第419条第8項の規定により公示した期間において納税義務者の閲覧に供する場合にあつては、

ш
5
10
4
N
【第1条による改正】
יי. לחל
शाप
表
出
10
\Box
霊
4
$\overline{}$
中
\vdash
$ \mathcal{O} $
账
三
NY.
111
在
ΓÜ
\mathcal{O}
문
=
江差町税条例(昭和25年条例第21号)新旧対照表
N/
4FJ
闲
三
洲
从

故正後	改正前
手数料を徴しない。	手数料を徴しない。
(固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料)	(固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料)
第73条の3 法第382条の3に規定する固定資産課税台帳に記載さ	第73条の3 法第382条の3に規定する固定資産課税台帳に記載さ
れている事項の証明書 <u>(同条ただし書の規定による措置を講じたもの</u>	れている事項の証明書
を含む。)の交付(法第382条の4に規定する当該証明書に住所に	の交付
<u>代わる事項の記載をしたものの交付を含む。)の</u> 手数料は、 <u>手数料条</u>	手数料は、手数料徴
<u>例</u> による。	<u>収条例</u> による。
附則	M 則
(個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除)	(個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除)
第7条の3の2 平成22年度から合和20年度までの各年度分の個人	第7条の3の2 平成22年度から合和15年度までの各年度分の個人
の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年度分の所得税につき租税	の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年度分の所得税につき租税
特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合	特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合
(居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から <u>令和7</u>	(居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から <u>令和3</u>
生までの各年である場合に限る。) において、前条第1項の規定の適	生までの各年である場合に限る。) において、前条第1項の規定の適
用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項 (同条第7項の規	用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項(同条第7項の規
定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところによ	定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところによ
り控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6	り控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6
の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。	の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。
2 (略)	2 (時)
(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)	(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)
第10条の2 (略)	第10条の2 (略)

江差町税条例(昭和25年条例第21号)新旧対照表 【第13	[第1条による改正]
改正後	改正前
2 (略)	2 (略)
3 法附則第15条第15項に規定する町の条例で定める割合は5分の	3 法附則第15条第16項に規定する町の条例で定める割合は5分の
2号) 第2条第5	2条第5
規定する特定都市再生緊急整備地域における法 <u>附則第15条第15項</u>	規定する特定都市再生緊急整備地域における法 <u>附則第15条第16項</u>
に規定する町の条例で定める割合は2分の1)とする。	に規定する町の条例で定める割合は2分の1)とする。
4 法<u>附則第15条第22項</u>に規定する町の条例で定める割合は2分の	4 法<u>附則第15条第23項</u>に規定する町の条例で定める割合は2分の
1とする。	1とする。
5 法<u>附則第15条第23項第1号</u>に規定する町の条例で定める割合は	5 法<u>附則第15条第24項第1号</u>に規定する町の条例で定める割合は
3分の2とする。	3分の2とする。
6 法<u>附則第15条第23項第2号</u>に規定する町の条例で定める割合は	6 法<u>附則第15条第24項第2号</u>に規定する町の条例で定める割合は
2分の1とする。	2分の1とする。
7 法 <u>附則第15条第23項第3号</u> に規定する町の条例で定める割合は	7 法 <u>附則第15条第24項第3号</u> に規定する町の条例で定める割合は
2分の1とする。	2分の1とする。
8 法<u>附則第15条第24項第1号</u>に規定する町の条例で定める割合は	8 法 <u>附則第15条第25項第1号</u> に規定する町の条例で定める割合は
3分の2とする。	3分の2とする。
9 法 <u>附則第15条第24項第2号</u> に規定する町の条例で定める割合は	9 法 <u>附則第15条第25項第2号</u> に規定する町の条例で定める割合は
2分の1とする。	2分の1とする。
10 法 <u>附則第15条第26項第1号イ</u> に規定する設備について同号に	10 法 <u>附則第15条第27項第1号イ</u> に規定する設備について同号に
規定する町の条例で定める割合は3分の2とする。	規定する町の条例で定める割合は3分の2とする。
11 法 <u>附則第15条第26項第1号ロ</u> に規定する設備について同号に 規定する町の条例で定める割合は3分の2とする。	11 法 法 法 法別 15 条第 27 項第 1 号 石 に 規定する 影備 について 同号 に 規定する 町 の条例 で 定める 割合 は 3 分 0 2 と する。

[第1条による改正]	改正前	02とする。 2 法 <u>附則第15条第42項</u> に規定する町の条例で定める割合は3分の2とする。 2 法 <u>附則第15条第46項</u> に規定する町の条例で定める割合は3分の1とする。 2 5・2 6 (略) (新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告) 第10条の3 (略) 9 法附則第15条の9第9項の <u>熱損失防止改修住宅</u> 又は同条第10項の <u>熱損失防止改修正事</u> が完了した目から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則 所則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。 (1) ~ (3) (略) (4) <u>熱損失防止改修工事</u> が完了した年月日 (5) <u>熱損失防止改修工事</u> が完了した年月日 (6) <u>熱損失防止改修工事</u> が完了した年月日 (6) <u>熱損失防止改修工事</u> が完了した年月日 (6) <u>熱損失防止改修工事</u> が完了した年月日
江差町税条例(昭和25年条例第21号)新旧対照表 [第1]	改正後	 ○2とする。 23 法<u>財則第15条第39項</u>に規定する町の条例で定める割合は3分の2とする。 24 法<u>財則第15条第43項</u>に規定する町の条例で定める割合は3分の1とする。 25・26 (略) (新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告) 第10条の3 (略) 2~8 (略) 9 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の数損失防止改修等住宅又は同条第10項の数損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる書項を記載した申告書に施行規則附別第7条第9項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。 (1) ~ (3) (略) (4) 熱損失防止改修工事等が完了した年月日 (5) 熱損失防止改修工事等が完了した年月日 (6) 熱損失防止改修工事等が完了した年月日 (6) 熱損失防止改修工事等が完了した日から3月を経過した後に

[第1条による改正]	改正前	申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつ た理由10 (略)	1.1 法附則第15条の9の2第4項に規定する <u>特定熱損失防止改修住 宅又は</u> 同条第5項に規定する <u>特定熱損失防止改修住宅専有部分</u> に ついて、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条 の9第9項に規定する <u>熱損失防止改修工事</u> が完了した日から3月以 内に、かに規げる東項を評割した由生妻に拡行相則附則第7条第11	項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。 $(1) \sim (3) (略)$ (4)	で要した費用及び令附 が完了した日から3月	申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつ た理由 12・13 (略)	41H→ N.111	第12条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当
江差町税条例(昭和25年条例第21号)新旧対照表 【第1	改正後	申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由10 (略)	11 法附則第15条の9の2第4項に規定する <u>特定熱損失防止改修等</u> 住宅又は同条第5項に規定する <u>特定熱損失防止改修等住宅専有部分</u> に ついて、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条 の9第9項に規定する <u>熱損失防止改修工事等</u> が完了した日から3月以 内に、かに掲げる事前1た由告書に拡行担同附則第7条第11		に要した費用及び令附 が完了した日から3月	申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由12・13 (略)		第12条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当

\vdash
1
₽
N
【第1条/21名形正
٨
71
4/4
_
揺
新旧対昭表
7
1
4×
Ш

1314
пΙτ
1
_
0
ţIII
नात
Ā
J.L
4/1
\mathbb{H}
١٢
(昭和25年条何第2
61
T.
D
7
$\overline{}$
-
1
「善町稻条何
71=
#
뉴
411
丰

改正後

Ш

該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課 税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準と なるべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第3 49条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格 こ同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に1 00分の5 (商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあつては、

定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額)(当該宅 は、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等 に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合に おける固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を 地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第 15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるとき 100分の2.5)を乗じて得た額を加算した額(令和3年度分の固 超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

 $2\sim 5$

(上場株式等に係る配当所得等に係る町民税の課税の特例)

(盤) 第16条の3

町民税の所得割の納税 租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特 義務者が前年分の所得税について特定上場株式等の配当等に係る配当 定上場株式等の配当等(以下この項において「特定上場株式等の配当)に係る配当所得に係る部分は、 2 前項の規定のうち、

改正前

核宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課 税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準と 49条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格 なるべき価格 (当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第3 こ同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)にこ 00分の5

を乗じて得た額を加算した額 (令和3年度分の固

地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第

定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額)

(当該宅

は、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等 に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合に 15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるとき という。)を おける固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」 超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする

 $2\sim 5$

(上場株式等に係る配当所得等に係る町民税の課税の特例)

(盤) 第16条の3

町民税の所得割の納税 義務者が当該特定上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特 定上場株式等の配当等(以下この項において「特定上場株式等の配当 等」という。) に係る配当所得に係る部分は、 2

江差町税条例(昭和25年条例第21号)新旧対照表 【第1	【第1条による改正】
改正後	改正前
所得につき同条第1項の規定の適用に受けた場合に限り適用する。	4月1日の属する年度分の町民税について特定上場株式等の配当等に
	係る配当所得につき前項の規定の適用を受けようとする旨の記載のあ
	る第33条第4項に規定する特定配当等申告書を提出した場合(次に
	掲げる場合を除く。)に限り適用するものとし、町民税の所得割の納
	税義務者が前年中に支払を受けるべき特定上場株式等の配当等に係る
	配当所得について同条第1項及び第2項並びに第34条の3の規定を
	受けた場合には、当該納税義務者が前年中に支払を受けるべき他の特
	定上場株式等の配当等に係る配当所得について、前項の規定は、適用
	しない。
	(1) 第33条第4項ただし書の規定の適用がある場合
	(2) 第33条第4項第1号に掲げる申告書及び同項第2号に掲げ
	る申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載
	された事項その他の事情を勘案して、前項の規定を適用しないこと
	が適当であると町長が認めるとき。
3 (略)	3 (略)
(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得	(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得
に係る町民税の課税の特例)	に係る町民税の課税の特例)
第17条の2 (略)	第17条の2 (略)
2 (略)	2 (略)
3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所	3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所
得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第3	得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第3

[第1条による改正]	改正前	3条から第33条の4まで、第34条から第35条の3まで、第36条の2、第36条の5、第37条の9の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡人は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。 (特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例) 第20条の2 (略) 4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の2・3 (略) 2・3 (略) 第20条の2 (略) 第20条の2 (略) 1・前項後段の規定の適用を受けようとする旨の書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書(町民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。)に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき (特例適用配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。)に限り、適用する。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると町長が認めるときは、この限りでない。 2と町長が認めるときは、この限りでない。 (1) 第36条の2第1項の規定による申告書
江差町税条例(昭和25年条例第21号)新旧対照表 【第1	改正後	3条から第33条の4まで、第34条から第35条の3まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで又は第37条の8 の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。 (特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例) 第20条の2 (略) 2・3 (略) 2・3 (略) の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

[第1条による改正]	改正前	(2) 第36条の3第1項に規定する確定申告書(同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における 当該確定申告書に限る。) 5 (略) (条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例) 第20条の3 (略) 4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。)に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(条約適用配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。)に限り、適用する。ただし、第1号に掲げる申告書及の申告書に記載された事項その他の事情を勘察して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると町長が認めるときは、この限りでない。 (1) 第36条の2第1項の規定による申告書(同項の規定により前分規定とが適当であると町長が認めるときは、この限りでない。
江差町税条例(昭和25年条例第21号)新旧対照表 [第1	改正後	5 (略) (条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例) 第20条の3 (略) 4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年分の所得 税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定 の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

【第1条による改正】
新旧対照表
(昭和25年条例第21号) 新
江差町税条例

	以正則
	当該確定申告書に限る。)
5 (略) 5	(粉)
6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場 6 1	租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場
合 (第3項後段の規定の適用がある場合を除く。) における第34条 合	合 (第3項後段の規定の適用がある場合を除く。) における第34条
の9の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあ	の9の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあ
るのは「若しくは附則第20条の3第3項前段に規定する条約適用配 る。	るのは「若しくは附則第20条の3第3項前段に規定する条約適用配
当等(以下「条約適用配当等」という。)に係る所得が生じた <u>年分の</u> 当	当等(以下「条約適用配当等」という。) に係る所得が生じた <u>年の翌</u>
所得税に係る 同条第4項に規定する確定申告書にこ 年(年の4月1日の属する年度分の同条第4項に規定する条約適用配当等
の項 の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配 申4	申告書にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配
当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合	当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合 (条約適用配当
**************************************	等申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由がある
であって、当該条約適用配当等に係ると呼	と町長が認めるときを含む。)であつて、当該条約適用配当等に係る
所得の金額の計算の基礎となつた条約適用配当等の額について租税条	所得の金額の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条
約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する	約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する
法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」とい	法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」とい
う。)第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定 う。	う。) 第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定
により配当割額を課されたとき、又は第33条第6項」と、同条第3 に。	により配当割額を課されたとき、又は第33条第6項」と、同条第3
項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の 項・	項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の
2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」と	2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」と
±5.	± 20.
(削除) (到限)	(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)

第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年 ルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における附 則第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感 染症特例法第6条の2第1項の規定の適用を受けた場合における附則 「令和3年」とあるのは「令和 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイ 年度」とあるのは、「令和16年度」とする。 改正前 度」とあるのは「令和17年度」と、 別表 (第34条の7第1項第1号関係) 【別記1 参照】 4年」とする。 [第1条による改正] 第26条 新旧対照表 江差町税条例(昭和25年条例第21号) 改正後 別表 (第34条の7第1項第1号関係) 参照 【別記1

[別記1]

改正後

寄付金の区分	控除対象寄付金
第34条の7第1項第1号に掲げる寄付金	社会福祉法人 あすなろ福祉会
	社会福祉法人 恵愛会
	社会福祉法人 ひのき会
	社会福祉法人 江差町社会福祉協議会
	社会福祉法人 雄心会

地上是

以上則		
寄付金の区分		控除対象寄付金
第34条の7第1項第1号に掲げる寄付金	社会福祉法人 <u>江差福祉会</u>	江差福祉会
	社会福祉法人	唐愛 会
	社会福祉法人 ひのき会	ひのみか
	社会福祉法人	社会福祉法人 江差町社会福祉協議会
	社会福祉法人 雄八会	4.1.1.4.1.4.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1

江差町税条例等の一部を改正する条例 (令和3年条例第7号) 新旧対照表	新旧対照表 【第2条による改正】
改正後	改正前
第1条 江差町税条例の一部を次のように改正する。	第1条 江差町税条例の一部を次のように改正する。
(始中)	(婦中)
第36条の3の3第1項中「扶養親族(」の次に「年齢16歳未満の者	第36条の3の3第1項中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢16歳
又は」を加え、「有しない者を除く」を「有する者に限る」に改め、同条	未満の者 に限る」に改め、同条
第4項中「所得税法第203条の6第6項に規定する納税地の所轄税務署	第4項中「所得税法第203条の6第6項に規定する納税地の所轄税務署
長の承認を受けている」を「令第48条の9の7の3において準用する令	長の承認を受けている」を「令第48条の9の7の3において準用する令
第8条の2の2に規定する要件を満たす」に改める。	第8条の2の2に規定する要件を満たす」に改める。
(後略)	(後略)
附 則	M 則
(町民税に関する経過措置)	(町民税に関する経過措置)
第2条 (略)	第2条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 新条例第24条第2項、第32条第1号及び第36条の3の3第1項	3 新条例の規定中個人の町民税に関する部分
並びに附則第5条第1項の規定は、令和6年度以後の年度分の個人の町	は、令和6年度以後の年度分の個人の
民税について適用し、令和5年度分までの個人の町民税については、な	町民税について適用し、令和5年度分までの個人の町民税については、
お従前の例による。	なお従前の例による。

	Ω	
-	<i>(.</i> /.	-

資料2

9,740千円] [事業費

(事業継続)

宿泊キャンペーン

「江差割」

割引客	1	æ	5	7	10
1人当たりの宿泊料金	1,000円~5,999円	⊞666′6~⊞000′9	10,000円~14,999円	15,000円~19,999円	20,000⊞~
	Θ	(C)	(6)	4)	
1 1 1 1 1 1	に対して料金の割らを実施。春からの観光シースンを迎えるにあたり、 5 き続き観光客の回復に向けた取り組みとして事業の継続をするもの。 	町内宿泊施設への宿泊料金を料金区分により割引(連泊は初日のみ) 対象)し、割引分を支援。	・実施期間 - 令和4年4月28日~令和5年3月13日(3/12宿泊分ま で対象) で対象) ・ 協介をアジャレ等房沿電中を問わず適田	「ノイベヤーには出らられが実施する『どうみん割』禍により、緊急事態宣言やますません。また、エー・アー・アー・アー・アー・アー・アー・アー・アー・アー・アー・アー・アー・アー	# - - -
目的		強			

1,000円 7,500円 3,000⊞ ⊞0000′0 5,000⊞ 旅行者 ④宿泊予約・代金支払(割引後) ⑤サービス提供 宿泊事業者 ②支援金交付申請 ⑥支援金実績報告 ③支援金交付決定 ⑦支援金交付 江差観光コンベン ツョン協会 ①委託 (品子) 無無田 江差町

(単位:千円)



_
얼
にといれ
事苿質
· · · · ·

区分	予算額	算出內訳
割引支援分	6,600	@1,000円×300人×1施設=300千円 @3,000円×300人×7施設=6,300千円 @10,000円×300人×1施設=3,000千円
事務費	140	140 振込手数料ほか
10000000000000000000000000000000000000	9,740	

	$^{\circ}$	
-	7.4	-

半額に、料金が

465千円 [事業費

かもめ島キャンプ町民利用促進事業

少人数で、かつ広いスペースで活動ができる「キャンプ」を利用いただき、コロナ禍における余暇活動の推進を図るとともに、町民のマリンピングの認知度を高め、キャンプを体験した町民自らが情報発信や江差町PRを行うことを促すため、町民を対象としたかもめ島キャンプ宿泊料の割引支援を行うことを目的とする。 北海道江差観光みらい機構が提供する「江差マリピング」(グランピングテントキャンプ)と「手ぶらでキャンプ」を利用する町民への宿泊料を支援 屋内で過ごす時間の 割合も高くなっていることから、江差町民にかもめ島において比較的 令和4年4月29日~10月23日 (キャンプ提供期間内) 新型コロナウィルス感染症拡大の影響により、 対象者は江差町民に限る 実施期間 的 媹

藂

(江港マリンピング)

料金52,000円(2名分の宿泊・食事・体験等) ※専属スタッフサポート込

・「江差マリンピング」、「手ぶらでキャンプ」の宿泊プランに適用 支援はマリンピングで中学生以上が宿泊料の半額、小学生以下が無

手ぶらでキャンプは30組程度(4名利用)

手ぶらキャンプは半額とする。

マンソプソグは20組、

①補助金

3宿泊予約

北海道江差観 光みらい機構

+ 2 名まで追加可能 (1 名あたりの追加料金: 中学生以上26,000円、 小学生15,000円、未就学児5,000円)

無料! 小学生以下 料金半額! 中学生以上

「手ぶらでキャンプ」

宿泊利用者 〈PR活動〉

4サーブス 歴代

②補助金交付申請 ⑤補助金実績報告

田 江港日



単位

算出内訳

子算額

少区

(内訳)

事業費

江差マリンピング(4名利用)

13,000円 8,000⊞

BBQ夕食付 (朝食なし) 18,000⊞

23,000円 名利用

1,465

盂

 $\langle \Box$

手ぶらでキャンプ(4名利用)

1,465

割引支援分

四

- 25 -